

答申第 151 号

令和 7 年 (2025 年) 8 月 19 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 徳 満 直 亮



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審
査会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づく諮問について (答申)

令和 7 年 5 月 22 日付け札幌税制第 327 号をもって諮問のありました下記の件について、
裏面のとおり答申します。

記

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、審議会において特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日号外特定個人情報保護委員会告示第 4 号）第 10 に定める適合性及び妥当性の観点から第三者点検を実施したところ、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。

なお、システム標準化に基づく変更を進めるに当たっては、自然災害等によるシステム障害の発生リスクなどを踏まえ、BCP（業務継続計画）についても十分配慮されたい。